

年金あれこれ

◆付加保険料を納付しませんか

○付加年金とは

平成24年度の老齢基礎年金の年金額は786,500円（満額＝40年間保険料納付）ですが、老後のより高い老齢基礎年金を受けたいと考えているかたのために、毎月の保険料（平成24年度は14,980円）のほかに付加保険料を上乗せして納付すると、老齢基礎年金に上乗せして支給される付加年金があります。

また、国民年金保険料と同じく全額が社会保険料控除の対象となります。

○付加保険料の額は定額

付加保険料の額は1ヶ月400円です。付加保険料を納付することができる対象者のかたは、第1号被保険者または任意加入被保険者のかたです。

また、農業者年金の加入者は、必ず付加保険料を納付しなければならないことになっています。

○付加年金額は

付加年金額の計算は、次のとおりです。

年金額＝200円×付加保険料納付月数（65歳から老齢基礎年金を受給する場合）

つまり、保険料月額400円に対して、年金額は1ヶ月の付加保険料納付期間あたり200円の年金になりますので、65歳から年金を受給した場合、仮に1年間付加保険料を納付した場合、2年間で付加保険料相当分の年金を受け取ることができます。

※付加保険料の納付手続きについては、役場お客さま窓口係または最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

◆後納制度（国民年金保険料の納期限の延長）が始まります

これまで、国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると保険料を納めることができませんでした。本年10月から3年間に限り、過去10年以内の納め忘れた保険料を納めることができる、後納制度が始まります。

過去10年以内の保険料を納めていただくことで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができるようになります。

なお、後納制度は事前申し込みが必要ですが、審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。詳しくは役場お客さま窓口係または最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

これで将来も安心！！保険料は忘れずに納めましょう

これからの家庭教育

～身に付けよう！正しい生活リズム～

ここ数年間における国の調査により、北海道の子どもたちの学力・体力は、いずれも全国平均を大きく下回っている状況が明らかになっています。

また、家庭での生活習慣にも大きな課題が見られ、そのことが日々の学習や心身の発達など様々な面で影響を及ぼしていることが指摘されています。

具体的には、全国学力・学習状況調査の結果から、「朝食を食べていない」、「親子のコミュニケーションが図られていない」、「読書に親しんでいない」といった子どもたちは、平均正答率が低いという傾向がみられています。

北海道教育委員会では、子ども達の学力向上に向け、授業改善と家庭学習を含めた望ましい生活習慣を、学校・家庭・地域が一体となって、取組を進めることが必要であると考え、子どもの望ましい生活習慣の定着に向けて、PTAをはじめとした関係機関と協働で、早起きや学習時間・読書時間・運動時間の確保など、子どもの個別の目標に対応し生活習慣を親子で改善するための「生活リズムチェックシート」を作成しました。

○生活リズムチェックシートとは？

毎日の睡眠時間や読書時間、運動時間などの目標を設定し、毎日その結果を記入していきます。

子どもの望ましい生活習慣に対する関心や意欲を高め、その改善と定着を図ります。

○児童・生徒への効果

毎日の記録の変化を自ら把握することにより、「明日は、もう少しがんばってみよう」といった意識の変化が期待されます。

○保護者への効果

親子一緒に記入することにより、生活リズムについての話題を介した親子のコミュニケーションの時間が生まれます。

※生活リズムチェックシートは小・中学校を通して児童生徒に配布していますが、希望されるかたは、教育委員会までお問い合わせください。（電話32-2477）

また、下記のURLからもダウンロードすることもできます。

<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssgg/checksheet.htm>

ぜひご家庭でご活用ください。

北海道教育委員会ホームページ☆生活リズムチェックシートの取組☆抜粋

